

# 行列のできる条例相談所!?

## 「Q&A 知りたい・聞きたい!!」 宇城市男女共同参画推進条例

**Q 何のための条例?**  
A 女性も男性も幸せに暮らせる社会をつくるため、宇城市に住んだり通学・通勤したりする人、会社や学校が力を合わせるための取り決めです。

**Q 条例に出てくる言葉がよく分からないのですが…**  
A 男女共同参画社会：女・男にこだわらず、権利と責任を持って自由・平等にチャレンジできる社会

**Q 積極的改善措置：まだある男女の差を埋めるためにサポートすること**  
セクシユアル・ハラスメント：いやらしいことを言ったり、したりする嫌がらせ  
ドメスティック・バイオレンス：恋人や夫婦など親しい男女の間での暴力や嫌がらせ

**Q 大切なことは何?**  
A ○女性も男性も一人一人の権利を大切にすること、そして、持っている力を生かせること  
○男女不平等が隠れているしきたり・ならわしを見直すこと  
○大切なことを決めるときに、女性も男性も意見を出すこと  
○家事・育児・介護のために、家族が力を合わせることに  
○女性も男性も健康に暮らせること  
○女性と男性を取り巻く問題は、外国も同じ、だから国を越えて力を合わせることに  
○市や市で暮らす人、市内にある会社など、みんなで力を合わせることに

**Q 具体的な目標は?**  
A 家庭：家事・育児・介護は家族で分担し、健康・安心・安全な暮らしができること  
職場：女性も男性も能力・個性・意欲を生かして仕事ができること、育児や介護の休みが取れ、家庭と仕事の両方を安心してで

きることに  
学校：女性も男性も個性や能力を伸ばし、進む道を選ぶこと、教育にかかわる人が男女共同参画を理解し、男女平等教育が行われること  
地域社会：女性も男性も町づくりに知恵や力を生かせること  
**Q 市は何をするの?**  
A 男女共同参画社会が実現するよう計画的・総合的に市の仕事を行います。

**Q 市民は何をするの?**  
A 家庭・職場・学校・地域など、いろいろな場所で男女共同参画社会が実現するよう行動してください。また、市が行う男女共同参画に関する取り組みに協力してください。  
**Q してはいけないことって?**  
A 女性だから、男性だからと言って差別すること・セクシユアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスは絶対ダメ。  
また、性別によって生き方を決めつけるような「男は仕事、女は家庭」といった表現や女性に対する暴力につながるような表現を無くしましょう。

**Q 市長がすることは?**  
A 男女共同参画社会をつくるために市民の声を聞いて計画を立て、皆さんにお知らせします。  
**Q 男女共同参画のことを学ぶためには?**  
A 市に関係する人や団体に、市は男女共同参画のことを知らせます。教育の場でも男女共同参画を教えていきます。  
**Q 家庭と仕事を両立するための取り組みは?**  
A 市は利用しやすい保育・介護サービスや働きやすい職場づくりに取り組みます。  
**Q 農業や商工業へ女性の意見を生かすためには?**  
A 市は商工業・農林水産業など自営業の経営に女性も男性も対等に加わることができるよう、サポートします。  
**Q 困ったことが起きたら?**  
A 市の男女共同参画に関する施策についての苦情や相談は、市（人権啓発課）に伝えてください。市長が判断し必要となれば、宇城市男女共同参画審議会の意見を聞いてお答えします。  
**Q 男女共同参画の進み具合は?**  
A 毎年、報告書を作ってお知らせします。

**Q これからどうやって男女共同参画を進めていくの?**  
A 男女共同参画について調査・研究し、法律や財政などの仕組みを工夫するよう努力します。  
**Q 市○委員や管理職に、女性を増やすためにどうするの?**  
A 市の各種委員の男女比が7対3以上に片寄らないように努力します。また、市職員についても、性別ではなく能力で機会を与えるように努力します。

**Q これからどうやって男女共同参画を進めていくの?**  
A 男女共同参画について調査・研究し、法律や財政などの仕組みを工夫するよう努力します。

**Q これからどうやって男女共同参画を進めていくの?**  
A 男女共同参画について調査・研究し、法律や財政などの仕組みを工夫するよう努力します。

## パートナーシップ通信 Vol.37

人権啓発課  
男女共生係  
☎ 32-1708  
FAX 32-0110

### 「配偶者暴力防止法」が変わります!

平成13年10月13日に「配偶者暴力防止法」（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）が施行されたから約6年が経過しました。

そして、保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務などを定めた同法の一部改正法が、平成19年通常国会で成立、7月11日に公布され、20年1月11日に施行されます。

#### 改正の主なポイント

- 1. 保護命令制度の拡充**  
① 生命・身体に対する脅迫を受けた被害者も保護命令の申し立てができます。  
② 被害者に対する電話・電子メール等が禁止されます。  
③ 被害者の親族等も接近禁止命令の対象となります。
- 2. 市町村基本計画の策定**  
配偶者からの暴力の防止・被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定が、市町村の努力義務となります。
- 3. 配偶者暴力相談支援セン**

**ターに関する改正**  
① 市町村の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という）としての機能を果たすようにすることが、市町村の努力義務となります。  
② 被害者の緊急時における安全の確保が、支援センターの業務として明記されました。

**4. 裁判所から支援センターへの保護命令の発令に関する通知**  
保護命令を発した場合、裁判所は速やかに、保護命令を発した内容と内容を、被害者が相談などを行った支援センターに通知することになります。  
☎ こども福祉課（福祉事務所）  
☎ 32-1404



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

### 女性のための相談窓口

◆ DV に関すること	県女性相談センターDV電話相談（県福祉総合相談所内）※県配偶者暴力相談支援センター	☎096-381-7110 (平日8:30~24:00、土・日・祝日9:00~24:00)
	県女性総合相談室（くまもと県民交流館パレア内）	☎096-355-2223 (月・木・金・土9:00~16:00、水9:00~20:00)
	熊本市総合女性センター総合相談室（熊本市総合女性センター内）	☎096-343-8306 (火・水・金・土10:00~16:00、木10:00~20:00)
	熊本市勤労婦人センターDV法律相談	☎096-322-6232 (第2・第4火13:00~16:00)
◆ DV、家庭不和、離婚、過去の性的被害やDV被害による心身の不調、不妊などに関すること	宇城市役所こども福祉課（福祉事務所）	☎32-1404 (平日8:30~17:30)
◆ ストーカー・DV、生活安全に関すること	ストーカー・DV対策室（県警察本部）	☎096-383-9110 (24時間対応) ※プッシュホン・携帯からは「#9110」でかかります。
◆ 性犯罪に関すること	レディース110番（県警）	☎0120-8343-81 (平日9:30~18:15)
◆ 鉄道施設での痴漢被害等に関すること	地域課鉄道警察隊（県警）	☎096-352-4887 (平日9:30~18:15)
◆ 犯罪被害者やその家族のためのご相談	(社)熊本犯罪被害者支援センター	☎096-386-1033 (平日10:00~16:00)
◆ 差別的取り扱い、セクハラ、育児・介護休業等に関すること	熊本労働局雇用均等室	☎096-352-3865 (平日8:30~17:00)

ひとりで悩まず、電話してください。

0570-070-810

女性の人権ホットライン強化週間  
11月12日(月)~18日(日) 8:30~19:00

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

**女性に対する暴力をなくす運動**  
配偶者などからの暴力、性犯罪、売買春・人身取引、セクシユアル・ハラスメント、ストーカー行為など女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。男女共同参画推進本部では、11月12日から25日までの2週間「女性に対する暴力をなくす運動」を実施します。

また法務省では、この期間中の11月12日から18日までを全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間と定め、ホットライン（専用電話相談窓口）を増設し、

人権擁護委員や法務局職員が相談を受けれます（右ポスター参照）。相談は無料で、秘密は厳守します。  
☎ 0570-070-810